

社会福祉法人 天水福祉事業会 一般事業主行動計画

妊娠中の職員及び子育てを行う職員等の職業と生活との調和を図り働きやすい、併せて職員全員が年次有給休暇を取得しやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和 5 年 5 月 1 日
～ 令和 8 年 4 月 30 日 までの 3 年間

2 内 容

令和 8 年 4 月 30 日までに、職員に子どもの育児のための育児休業制度、育児休業給付制度及び産前産後休業制度など諸制度について周知することで、及び 1 人当たり年次有給休暇取得日数を年平均 7 日以上となるよう働き方を見直すことで、働きやすい雇用環境（インフォーマル制度含む）を整える。

3 対 策

（制度周知）

- 令和 5 年 5 月 ～ 制度についての情報収集
制度の利用状況について実態把握
- 令和 5 年 10 月 ～ 内部検討委員会で、育児休業制度・育児休業給付制度及び産前産後休業制度（インフォーマル制度含む）の活用方法等について検討開始
- 令和 6 年 1 月 ～ 広報誌や職員会議等で職員に周知
- 令和 8 年 1 月 ～ 評価

（年休取得）

- 令和 5 年 5 月 ～ 年次有給休暇取得状況について実態把握
- 令和 5 年 8 月 ～ 施設長、主任による検討開始
- 令和 5 年 9 月 ～ 計画的な取得に向けた職員研修（働き方見直し含む）実施
- 令和 5 年 11 月 ～ 有給休暇取得予定表の掲示や取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組開始
- 令和 6 年 4 月 ～ 前年度年次有給休暇取得状況について実態把握（評価）
- 令和 6 年 5 月 ～ 計画的な取得に向けた職員研修（働き方見直し含む）実施
- 令和 6 年 6 月 ～ 有給休暇取得予定表の掲示等により休暇取得の啓発
- 令和 7 年 4 月 ～ 前年度年次有給休暇取得状況について実態把握（評価）
- 令和 7 年 5 月 ～ 計画的な取得に向けた職員研修（働き方見直し含む）実施
- 令和 7 年 6 月 ～ 有給休暇取得予定表の掲示等により休暇取得の啓発
- 令和 8 年 2 月 ～ 3 年間の取りまとめ（評価）